

税金について楽しく学ぼう [督促を無視するとどうなる?!]

納税課には、こんな電話がよく架かってきます。



突然、「差押」の通知が届いた。
いきなり、ひどいではないか！

忙しくて、郵便物なんて見ている時間がないのよ。
市役所なんだから、もっと親切に何度も案内しなさいよ！



なぜ、催告書を
特定記録や簡易書留で送らないんだ！

「本当にそのとおりだ！ひどいじゃないか」と思われるでしょうか？

それとも、「えっ、税金なのに何度も案内すべきなの?!」と思われるでしょうか？



少しだけ、納税についてお話をします。

① 「差押」は“いきなり”されるもの？

→ 税金を徴収しようとするときは、最初に「**納税通知書**」を送ります。

これは、納税者に対して文書で、「納付すべき税額・納付期限・納付場所」を指定して、納付の履行を請求する行為で、『納税の告知』となります。(地方税法第13条)

1回目の通知

→ その後、納付期限内に完納となっていない場合は、納期限から20日以内に「**督促状**」を送り、「納付を忘れていませんか？」と納付を促します。(地方税法第329条ほか)

2回目の通知

※法律はとても厳しく、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と定めています。
(地方税法第331条ほか)



- 納税課では、督促状を発送してもなお完納されない人には、「納付が遅れていますよ。」「これ以上放置すると差押処分を行うこととなりますよ。」という内容が記載された「**催告書**」を送付しています。(一部例外があります)

3回目の通知

この催告書は、督促状と違い「発送しなければならない」という法律の定めはありませんが、税金の滞納がある人に「**差押事前通知書** (自主納付できる機会の最終通告)」に至るまで、複数回発送しています。(一部例外があります)

4回目・5回目

督促状を無視していると……、
自主納付の機会が奪われ、**強制的に徴収**されてしまうことになります。



② 「親切な案内」や「特定記録や簡易書留でのお知らせ」が必要？

- 税金は、「納期限までに自主的に納税すること」が原則です。
「知らなかった(誰も教えてくれなかった)」や「通知を見ていなかった」は、納付が遅れた正当な理由にはならず、完納にならなければ、差押えなどの滞納処分に至る結果となるので要注意です。
- 督促状は、法律に基づき発送しなければなりません、送付の方法までは定められていません。また、法律に発送の定めのない「催告書」は、税金が滞納となっている人を対象とした市独自の「行政サービス」として行っています。
- 納税課では、毎年度の限られた予算の中で、督促状や催告書発送に必要な「用紙や封筒、印刷代、郵送料」などの費用を支出しています。
そのため、費用とその効果を十分に検討したうえで、市税が滞納となっている一部の市民に向けての文書については、普通郵便で送付しています。
(納税課からお出しする文書の中には、特定記録等でお送りするものもあります。)

大分市の一般会計予算歳入の約4割は、市民税や固定資産税などの市税収入となっています。
皆さまに納めていただいた大切な財源を有効に活用することが求められています。